

白井市訓令第7号

白井市市民栄誉賞表彰規程

(目的)

第1条 この訓令は、広く市民に敬愛され、社会に明るい希望と活力を与えるとともに白井市の名を高めることに顕著な功績のあったものに対し、その栄誉をたたえて表彰し、もって市民のふるさと意識の高揚に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、市民又は本市にゆかりの深い個人若しくは団体に、スポーツ、学術、文化、芸術等の分野において輝かしい活躍をし、かつ、前条の目的に照らして市長が適当と認めたものに対して行う。

2 市長は、前項の規定により表彰しようとするときは、あらかじめ、第6条に規定する白井市市民栄誉賞審査会の意見を聴くものとする。

(表彰の内申)

第3条 所管の長（白井市行政組織規則（平成15年規則第7号）第4条第1項に規定する課の長及び白井市教育委員会行政組織規則（平成15年教育委員会規則第2号）第13条に規定する課の長をいう。）は、表彰の対象に該当すると認められるものがあるときは、表彰内申書（別記様式）に参考資料を添えて市長に内申するものとする。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、白井市市民栄誉賞を授与して行う。

2 白井市市民栄誉賞は、表彰状とし、記念品等を添えることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、随時行う。

(白井市市民栄誉賞審査会)

第6条 表彰に関する事項を審査するため、白井市市民栄誉賞審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、副市長、教育長、総務部長その他市長が必要と認める者をもって組織する。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。